昭和63年7月28日

条例第12号

改正 平成17年9月12日条例第29号

平成19年6月8日条例第21号

平成25年12月11日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、 ふれあい広場(以下「広場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 広場を津幡町字清水リ336番地1に設置する。
- 2 前項の広場の区域は、町長が別に告示する。

(行為の制限)

- 第3条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
 - (1) 露店、写真業及び募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 興業を行うこと。
 - (3) 公衆に開放される行事で、厚生、娯楽を目的として広場の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則に定める申請書を町長に提出しなければならない。 (使用の許可)
- 第4条 町長は、前条の規定により使用を許可するにあたっては、広場の管理上必要な範囲内で 条件を付し、許可することができる。

(使用許可の取消し等)

- 第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町 長は、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用許可の条件を変更することができる。
 - (1) この条例又は許可の条件に違反したとき。

- (2) 虚偽、その他不正手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納入しないとき。
- (4) 管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(行為の禁止)

- 第6条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 土地の形質、物件、植樹等を損壊すること。
 - (2) 各施設及び備品を、破損又は汚損すること。
 - (3) 他人に対し、著しく粗野その他の行為で迷惑をかけ又はけん騒にわたること。
 - (4) 前3号のほか、広場の管理に支障のある行為又は美観を損なうような行為をすること。 (使用料)
- 第7条 広場の使用料は、別表のとおりとする。
- 2 前項の使用料の納入方法については、規則で定める。
- 3 すでに納入した使用料は還付しない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。 (使用料の減免)
- 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用料の一部又は全部を減免 することができる。
 - (1) 営利を目的としない業であるとき。
 - (2) 国、地方公共団体が、公用又は公共用に使用するとき。
 - (3) 前2号のほか、町長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

- 第9条 広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、各施設及び備品を破損し、又は滅失 したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 使用者が、第三者に損害を及ぼしたときは、使用者はその賠償の責を負わなければならない。
- 3 広場内における盗難、その他に関する損害については、町は一切責任を負わないものとする。 (使用の休止)
- 第10条 町長は、広場の管理上必要があると認めるときは、広場の一部又は全部の使用を休止 し、若しくは制限することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月12日条例第29号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月8日条例第21号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成25年12月11日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	単位	金額
行商、募金その他これに類するもの及び	1件につき 1日	1,300円
興業、展示会、集会等の行為で広場を占		
用するもの		
業として写真を撮影する場合		
業として映画を撮影する場合		